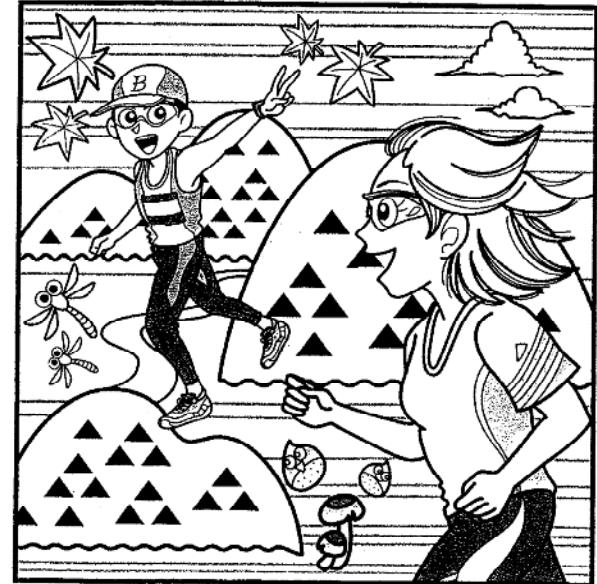


法人会社団法人平成30年度主要行事

行 事	開 催 場 所	主 催 者
5月16日 公開セミナー	旅亭彩月庵	青年部会
5月30日 公開セミナー	平戸文化センター	平戸法人会
6月2・3日 税金クイズ・税のパネル展	佐々町皿山公園	平戸法人会
6月6日 4・5・6月決算法人説明会	未来創造館	平戸税務署共催
6月13日 公開セミナー	ホテル旗松亭	女性部会
7月18日 松浦支部クリーン作戦	調川道路公園	松浦支部
9月13日 7・8・9月期決算法人説明会	未来創造館	平戸税務署共催
10月11日 税制改正要望全国大会鳥取大会	鳥取市	全法連
10月11日 田平支部クリーン作戦	一六海岸	田平支部
10月16日 青年部会親善球技大会	平戸文化センター	青年部会
10月23日 鷹島支部クリーン作戦	主要道路伐採・草刈	鷹島支部
11月9日 青年のつどい岐阜大会	岐阜市	全法連
11月7日 福島支部クリーン作戦	仏崎荷揚場付近	福島支部
11月13日 生月支部クリーン作戦	道の駅・生月大橋	生月支部
11月 佐々支部クリーン作戦		佐々支部
11月15日 10・11・12月期決算法人説明会	未来創造館	平戸税務署共催
11月 平成31年度税制改正要望陳情	平戸市・松浦市	会長・役員
11月 佐々支部公開セミナー		佐々支部
12月 松浦支部公開セミナー		松浦支部
12月 平戸支部クリーン作戦		平戸支部
12月15日 社団化30周年記念公開セミナー	平戸文化センター大ホール	平戸法人会
11月 ~ 2月 租税教室	田平南小学校 山田小学校 志々伎小学校 津吉小学校 田平東小学校 佐々小学校 志佐小学校 調川小学校	租税推進協議会
2月 女性部会公開セミナー		女性部会
絵はがきコンクール		全法連女連協
2月 1・2・3月期決算法人説明会	平戸文化センター	平戸税務署共催



七つの間違い探し



法人会ニュース

発行日 H30.10.15
(公社)平戸法人会
859-5113
長崎県平戸市木引田町
433番地

法人会全国大会鳥取大会 平成31年税制改正要望大会

日 時：平成30年10月7日（木）午後2時より
会 場：鳥取市 とりぎん文化会館
参加者：全国の会員1,800名（当会より2名参加）

平成31年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。
目標の早期達成に向けて全力を！
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。
社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- 中小企業は雇用の担い手。
事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

平戸法人会社団化30周年公開セミナーのお知らせ

とき 平成30年12月15日(土)午後3時00分～
ところ 平戸文化センター大ホール
テーマ 出張！ゴルゴ塾 命の授業
講 師 お笑い芸人 ゴルゴ松本
参加料 無料
問い合わせ ☎0950-23-3937 FAX23-3947

SOD(セミナー・オンデマンド) 2018年10月特集

新事業承継税制とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 山宅孝道

リサ 最近話題になっている新事業承継税制とは、どのような制度なのでしょうか。

サキ先生 平成30年度税制改正では、事業承継税制について、これまでの措置（一般措置）に加え、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の3分の2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）、贈与者・被相続人の要件及び後継者の要件等が改正された特例措置が創設されました。この特例措置については、10年間の措置ですので、2018年1月1日から2027年12月31日までの間の非上場株式等の贈与・相続が対象となっています。

リサ 特例措置について、具体的に猶予される税額は変わるのでですか。

サキ先生 今までの一般措置は猶予の対象となる株式が発行済議決権株式総数の3分の2までであり、贈与税はその全額、相続税はその80%が猶予されました。新たな特例措置については、猶予の対象となる株式が全ての発行済議決権株式となり、贈与税・相続税ともその全額が猶予されることとなっています。

リサ 特例措置については、代表権を有していないから株式も対象になると聞いていますか。詳しく教えてください。

サキ先生 一般措置は、先代経営者からの贈与や相続で取得した株式についてしか、納税猶予の対象となりませんでしたが、今回の特例措置では、先代経営者からの贈与や相続を受けた上で、先代経営者以外の人が持っている株式も納税猶予の対象となりました。例えば、お父様が先代経営者で、お母様が株式の一部を持っている場合なども、その株式が納税猶予の対象となります。また、先代経営者と親族関係がない、第三者が持っている株式であっても対象となります。

リサ 贈与の場合、その時期や期限とかはありますか。

サキ先生 代表権を有していないお母様から株式の贈与を受け、特例措置の適用を受ける場合、先代経営者の贈与の日から経営承継期間内に申告期限が到来する株式の贈与が対象となります。

具体的な例として、先代経営者であるお父様からの株式の贈与が2018年11月1日だった場合、特例経営贈与承継期間はお父様からの贈与の申告期限である2019年3月15日の翌日から5年後の2024年3月15日となります。お母様からの株式の贈与が対象となるのは、お父様からの株式の贈与の日からこの期間内に贈与税の申告期限が到来する株式の贈与になりますので、2023年12月31日までに贈与された株式が対象となります。特例経営贈与承継期間内（2024年3月15日まで）に贈与された株式ではありませんので、注意しなければいけませんね。

なお、お父様からの株式贈与の前にお母様から株式の贈与を受けた場合、それは対象外となります。

リサ 時期や期限に注意しないと大変なことになってしまいますね。

サキ先生 そうですね、ほかにも特例承継計画の提出などの適用要件はありますから、適用要件を確認しながら進めることが大切ですね。

☆=筆者紹介=====☆

山宅孝道（やまけたかみち）

1965年生まれ。東京国税局管内の税務署において管理・徵収部門、法人課税部門、資産課税部門等の

事務に従事し、武蔵府中税務署資産課税部門上席国税調査官を最後に2013年7月退職。

埼玉県さいたま市で税理士登録。近著「所得税重要事例集」（共著、税務研究会）。

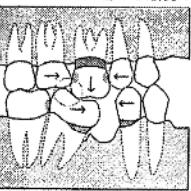


いつまでも美味しく食べる 歯の健康セミナー

健 康



歯がなくなった時に起こる最初の現象



スマートフォン（iPhoneを含む）で見られます

知らない間に進行する虫歯や歯周病。放っておくと思わぬ大病に繋がる恐れもあります。元気に働き続けるためにも、正しい歯のケアと定期的な検診は必要です。中高年が考えるべき歯の健康について、専門医が解説します。

ながえ歯科医院 院長 永江 典子（ながえ のりこ）

SOD-e-learning

インターネット・セミナーが リニューアル

Windows PC/Apple Mac
Android/iPhone 対応

より使いやすく

2018年

より見やすく

10月

より身近に

スタート

サイトデザインを一新、高画質ハイビジョンサイズ、Mac・iPhoneにも完全対応

Renewal 1 より使いやすく

サイトデザインを一新！

コンテンツ画面を前面に表示することで、多くのセミナーが一覧できるようになりました。さらに、キャッチコピー等をセミナー一覧画面に表示、マウスオーバーによるコンテツ詳細のプレビュー機能を追加するなど、ユーザーの使いやすさを追求いたしました。

Renewal 2 より見やすく

高画質「ハイビジョン」スタイルへ！

従来の画面サイズ640×360pixelからハイビジョン(1280×720pixel)サイズに変更いたします。新コンテンツからは順次、高画質配信を行った画面でより見やすいセミナーが楽しめるようになります。

Renewal 3 より身近に

スマート・Macでの視聴が簡単！

動画配信サーバーを最新システムに変更することで、ブラウザのみでセミナー視聴ができるようになりました。Windows・PC・Apple・Mac・iPhone・Androidなど様々な機器での視聴環境を統一することで、より身近にセミナーが楽しめるようになりました。

その他500タイトル以上を配信中

平成31年度税制改正要望《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 公益法人課税

公益法人課税のあり方については、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

①基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

①贈与税の基礎控除を引き上げる。

②相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価は三大都市圏や地方中核都市だけでなく、全国ベースでも上昇傾向を示しており、固定資産税のさらなる負担増が懸念されている。このため、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在、各府県で導入している森林環境等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に使途を限定すべきである。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。

話すこととは、モヤモヤを突き放すこと

産業カウンセラー 柏木 勇一

社会環境の変化対応は冷静な判断を

ジャーナリスト 海部 隆太郎

今夏、北にある有名な動物園を訪ねた。ペンギン館で聞いたベテラン飼育員の話がとても興味深く、社会環境がいかに生き方を変えるのかを知る機会になった。ペンギンの夏は、つがいが交代で卵を温めふ化させる子育ての季節。したがって厳密な一夫一妻制という説明だった。そこでメスに好まれるオスペンギンの特徴を聞いてみた。

「自然界では餌を多くとる、たくましいオスにメスは近寄る。だが、何もせずに餌がもらえる動物園では、ひ弱な母性本能をくすぐるようなオスがモテている」とのこと。さらに、そのオスペンギンに何匹ものメスが恋をし、結果としていくつもの有精卵が誕生してしまう。ただし、オスは1匹のメスとつがいになるので、ふ化放棄の卵が複数も出てしまうそうだ。

想いを遂げられなかつたメスは独身を貫くので、必然的にオスが余る。それがどうなるかといえば、オス同士でつがいになる現象が起きるのだという。飼育員は、そのオスのつがいの寝床に気づかれないように行き場のない卵を置くと、なんと交代で卵を温め始め、無事にペンギンの赤ちゃんが生まれる。

自然界にはない現象が、動物園という人工的な社会で起きる。食べ物に困らない、豊かな社会になり、生き物はその社会に見事に適応する。メスが好むオスの姿が変化し、オス同士のつがいができるなど驚きだが、冷静に考えれば分からることもない。人間社会も同じ現象があるから。

横並びでは無理な働き方改革

話を日本の社会環境の変化に置き換えてみたい。私が社会人になった時と比較すると利便性は大幅に増した。出先から人が運んでいた原稿は、FAXが登場、今はインターネットメールになった。出先からの連絡は公衆電話から携帯電話へ激変し、時間は大幅に節約できた。ただ、その分だけ余計な事が増えたとしか思えなかった。不思議に思わず日々、続けている仕事の何割かは、10年前にはなかったのではないか。気が付かないうちに余計な仕事を作り出してしまっていいだらうか。

日本の人口構造の変化を今さら指摘するまでもないが、いよいよ本格化する少子高齢社会。その対応策として打ち出されている働き方改革や多様性への取り組みは、まさに社会環境への変化の対応策だ。これまでの変化で無意識に増やした仕事を大胆に捨てなくてはいけない。さらに意識的に多様性を受け入れていく必要性がある。

その取り組みは一律ではなく、百社百通りでやらなければ無理が出るだろう。横並びが得意な日本型では、うまくいかないと感じる。だからこそ、そこに冷静な判断が求められる。動物園のペンギン社会よりは複雑な社会だからだ。

【筆者紹介】海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を経て

◆「思っていることを相手に言えずに悩んでいます」

20代後半の女性社員が語り出しました。メーカーの経理部勤務。専門学校で簿記・経理を学び就職して5年目。実直な仕事ぶりは周囲からも認められていました。コツコツと取り組むタイプで、遠慮がちで引っ込み思案とも語りました。それでもミスなく仕事ができれば、と思っていたのですが、女性の先輩社員が「仕事の手順を急に変えたり、余分な仕事を押し付けて早く帰ってしまう姿に耐えられなくなりました。自分の思いを伝えたいのですが、勇気がなくつい黙ってしまい、気持ちが沈みます

皆さんも経験し、職場でもよく見かけることだと思います。言いたいことを心に溜めて我慢しているとどうなるでしょう。不満快感がお腹に溜まりすっきりしません。「思う事言わねば腹ふくる」ということわざもあります。この状態が続くと、心と身体のバランスが崩れ、ストレスによる心身の症状が進行していきます。早く対処しなければいけません。どうしたらいいでしょう。

◆古今東西、言い伝えられていたことわざです

対処法にたどりつく前に、このことわざについて触れます。共通する話は少なくありません。『王様の耳はロバの耳』という話をご存知の方も多いと思います。ギリシャ神話から題材を取った児童劇の戯曲です。王様に呼ばれた床屋さんが、王様のロバのように大きい耳に驚きましたが誰にも言えません。相談を受けた医者が「言いたいことを我慢してお腹がふくれる病気だ。このままでは死ぬぞ。せめて穴を掘ってその中に叫びなさい」とアドバイスした話です。ハッピーエンドになるストーリーですが、その結論はここでは省略します。

日本でも鎌倉時代の吉田兼好の隨筆『徒然草』に、「おぼしき事言はぬは腹ふくるるわざなれば」とあります。その原典が平安時代の隨筆『大鏡』と言われています。さらに遡れば中国の宋の時代の書物にもあることが分かりました。大昔から言い伝えられていたのです。『徒然草』では、思うことを気晴らしで書いた後は人に見せないで破って捨てるときます。穴を掘って言い放つことと合わせて、悶々とした行動でストレスを解消していたことが分かります。

◆自己表現のポイントは「気持ちを言葉にして伝える」こと

さて現代の対処法はどうでしょう。紙に書き出して捨てる、穴を掘って嫌なことを叫ぶ、なども悪くはないのですが、例えば職場の対人関係に悩んでいる場合は、適切ではないでしょう。よく言えば自己満足。何も解決しません。ここで強調したいのは「アサーティブな自己表現」です。ポイントは3つ。
①事実を伝える
②気持ちを言葉にして伝える
③そして提案する、です。いきなりこの3つを表現することは難しいでしょう。ひとつでもふたつでも構いません。経理部の女性に当てはめれば、「急に手順を変えられると不安になります。事前にみんなに話していただけないでしょうか」という言い方はできないでしょうか。

黙っていないで話すこと。最初はやんわりとでも、短くても構いません。「話す」は「放す」につながります。話することで気持ちのモヤモヤを突き放すことができるのです。

【筆者紹介】

柏木勇一（かしわぎ・ゆういち） 1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。